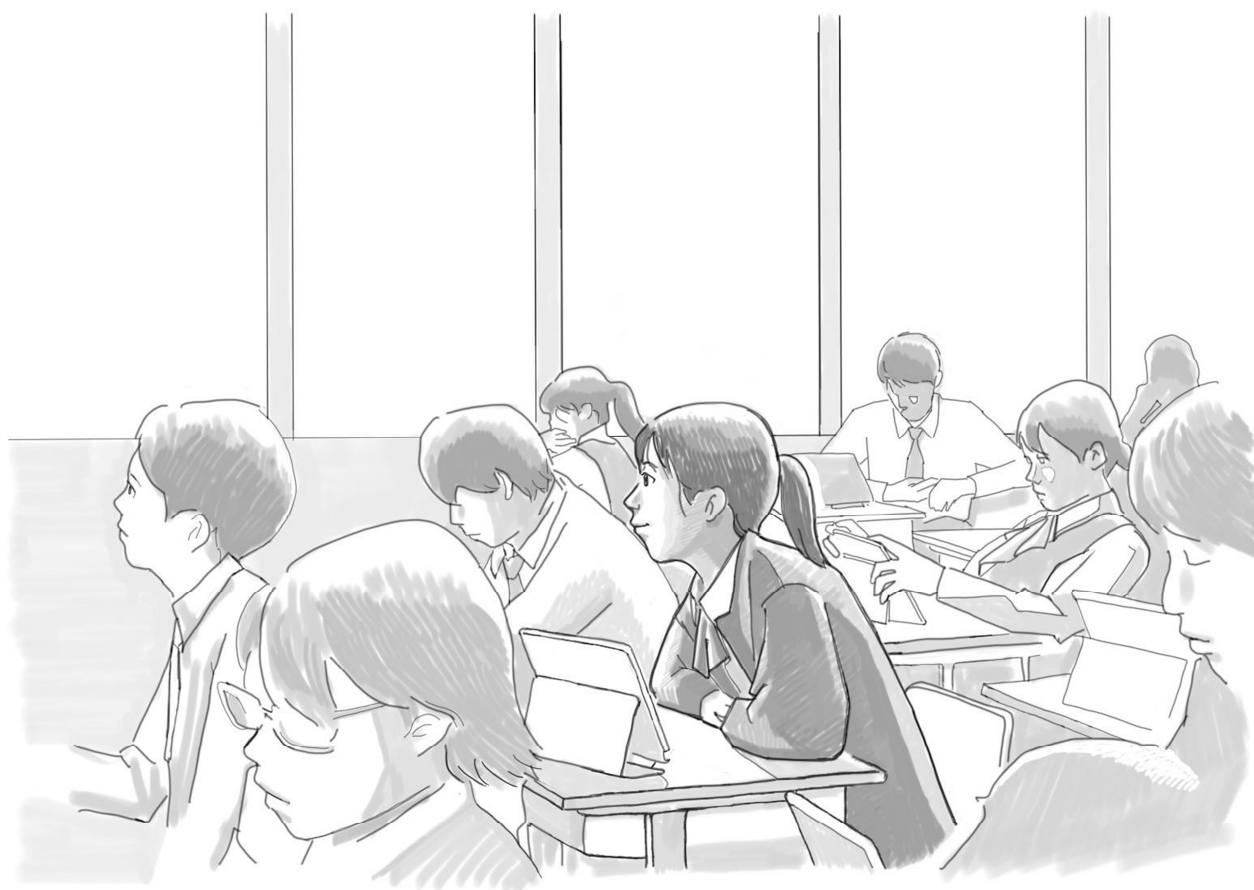


令和8年度

## 発展期教諭等研修の概要



高知県教育センター

■公立学校教職員

		新規採用期 (0~1年)	若年前期 (2~4年)	若年後期 (5~9年)	中堅期 (10年~)	発展期 (20年~)	指導教諭	主幹教諭	副校長・教頭	校長																				
		職務遂行に必要な基礎的な知識・技能の理解・習得 報告・連絡・相談の徹底	職務遂行に必要な実践的な知識・技能の習得・活用 積極的・協動的な姿勢	職務遂行に必要な実践的な知識・技能の習得・活用 若年教員への助言	学年や職務分掌等の中心かつ、ミドルリーダーとしての実践的指導力を発揮	各体制の組織運営 教職員への指導・助言 全体的視野に立った実践的指導力の発揮	高い専門性と優れた指導力 研修・研究等の取組を全教員に推進する	命を受けた校務の取りまとめ 教頭の補佐 調整力を発揮した組織運営の活性化	人間的魅力を持ったリーダー性の確立 管理としての資質・指導力の発揮	トップリーダーとしての人間的魅力や使命感、判断力や行動力の発揮 人材の育成																				
教員	求められる資質・能力	学級・HR 経営力					資質																							
		集団を高める力/一人一人の能力を高める力																												
		教諭:学習指導力/養護教諭・栄養教諭:専門領域に関する力					マネジメント																							
		教諭:授業実践・改善力/専門性探究力/ICT活用指導力 養護教諭:保健管理に関する力/保健教育の実践に関する力/健康相談に関する力/保健経営に関する力/保健組織活動に関する力/ICT活用指導力 栄養教諭:食に関する指導力/学校給食の管理に関する力/連携・調整力/専門性探究力/ICT活用指導力					組織マネジメント/カリキュラム・マネジメント/ リスクマネジメント/地域等マネジメント/人材育成																							
		チームマネジメント力					ガバナンス																							
協働性・同僚性の構築力/組織貢献力					服務監督/コンプライアンス																									
セルフマネジメント力					自己管理能力/自己変革力																									
<p>&lt;基本研修&gt;</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">臨時 的任用 教員 研修</td> <td rowspan="3">採用 前 講 座</td> <td>教諭 初任者研修/2年経過後研修/3年経過後研修/7年経過後研修/中堅教諭等資質向上研修/発展期教諭等研修</td> <td>新任用2年次指導教諭研修</td> <td>新任用2年次主幹教諭研修</td> <td>新任用2年次教頭研修</td> <td>新任用副校長研修</td> <td>新任用校長研修</td> </tr> <tr> <td>養護教諭 新規採用養護教諭研修/2年経過後研修/中堅教諭等資質向上研修/発展期教諭等研修</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>栄養教諭 新規採用栄養教諭研修/2年経過後研修/中堅教諭等資質向上研修/発展期教諭等研修</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>&lt;専門研修&gt;</p> <p>・教科等 ・特別支援教育 ・安全教育 ・教育の情報化 ・人権教育 ・生徒指導 ・教育相談 ・生涯学習 等</p> <p>&lt;長期派遣研修等&gt;</p> <p>・高知県教育公務員大学院派遣 ・教職員等中央研修派遣 ・県外人事交流 ・産業教育内地留学 ・国際バカロレア対応のための派遣 ・在外教育施設派遣 等</p>											臨時 的任用 教員 研修	採用 前 講 座	教諭 初任者研修/2年経過後研修/3年経過後研修/7年経過後研修/中堅教諭等資質向上研修/発展期教諭等研修	新任用2年次指導教諭研修	新任用2年次主幹教諭研修	新任用2年次教頭研修	新任用副校長研修	新任用校長研修	養護教諭 新規採用養護教諭研修/2年経過後研修/中堅教諭等資質向上研修/発展期教諭等研修						栄養教諭 新規採用栄養教諭研修/2年経過後研修/中堅教諭等資質向上研修/発展期教諭等研修					
臨時 的任用 教員 研修	採用 前 講 座	教諭 初任者研修/2年経過後研修/3年経過後研修/7年経過後研修/中堅教諭等資質向上研修/発展期教諭等研修	新任用2年次指導教諭研修	新任用2年次主幹教諭研修	新任用2年次教頭研修	新任用副校長研修	新任用校長研修																							
		養護教諭 新規採用養護教諭研修/2年経過後研修/中堅教諭等資質向上研修/発展期教諭等研修																												
		栄養教諭 新規採用栄養教諭研修/2年経過後研修/中堅教諭等資質向上研修/発展期教諭等研修																												
教育事務職員	<p>基礎的な知識・技能の習得</p> <p>実践的・専門的な知識・技能の習得 自己の役割の自覚</p> <p>ミドルリーダーとしての実践力の発揮</p> <p>広域的視野に立った実践的指導力の発揮</p> <p>協働的な職場づくり、組織づくりの推進、人材育成</p> <p>学校の教育力向上に寄与、人材育成 学校業務が均質化及び高質化の推進</p>	<p>教育事務職員研修(小中学校・県立学校)</p> <p>教育事務職員研修(セレクト)</p>																												
実習助手・寄宿舎指導員	<p>新規採用実習助手研修</p> <p>臨時任用寄宿舎指導員研修</p>	<p>寄宿舎指導員研修</p>																												
■保育施設職員																														
		新規採用保育者	5年未満の保育者	5~10年未満の保育者	中堅保育者(10年以上)	主任・教頭等	所長・園長																							
		基礎的な知識の習得 実践との結び付け	見通しをもった教育及び保育の実践	習得した知識や技術の活用 実践力の向上	保育者モデルの確立 全般的な視野に立った資質・指導力の習得	人材育成 園長の補佐 園の教育・保育目標に向けた取組の推進	園の経営方針の立案 組織的な運営 地域や関係機関等と連携した取組の推進																							
		新規採用保育者研修	保育者基礎研修Ⅰ期~Ⅲ期		中堅教諭等 資質向上研修(保育者)	主任保育士・幼稚園教頭等 研修ステージⅠ・Ⅱ	所長・園長研修																							
				ミドル保育者 基本研修	ミドル保育者 フォローアップ 研修	新規採用保育者研修及び 保育者基礎研修Ⅰ期に係る 所長・園長研修																								
		<専門研修> ・保幼小接続 ・乳幼児期の教育・保育 等					ミドル保育者研修に係る 所長・園長研修																							
		<キャリアアップ研修>																												
校内(園内)研修支援																														

# 目 次

## 令和8年度 高知県公立学校教職員及び保育施設職員研修体系

高知県教員育成指標「教諭」	－ 4
高知県教員育成指標「養護教諭」	－ 6
高知県教員育成指標「栄養教諭」	－ 8
<b>I 実施要項等</b>	
<hr/>	
実施要項	－10
提出書類の提出期限について	－12
研修のねらい	－13
<b>II 年間研修計画及び項目別研修計画並びに様式</b>	
<hr/>	
1 年間研修計画	
(1) 研修内容及び研修期日・会場等	－14
(2) 準備物・提出物	－15
2 項目別研修計画	
【協働探究型研修】	－16
【実践型研修】	－17
<b>III 様式記載例</b>	
<hr/>	
自己評価票	－19
「自己の達成規準」の具体例	－19
<b>IV その他</b>	
<hr/>	
1 旅費について	－22
2 研修の欠席連絡等について	－22
3 研修における合理的配慮の提供について	－22
4 研修等の中止について	－23
5 研修会場について	－23
6 教育センターの利用について	－24

# 高知県教員育成指標「教諭」

経験段階(教職経験)			新規採用期(0～1年)	若年前期(2～4年)
求められる資質・能力			教員に求められる資質・能力は、教員等の職の専門性及び特殊性から、すべての教員に共通するものであり、かつ、経験年数等により高まりと深まりを示すものである。	
領域	能力	項目	教科指導、生徒指導及び学級経営など、職務遂行に必要な基礎的な知識・技能を理解・習得し、管理職や教職員に報告・連絡・相談しながら、業務に取り組むことができる。	教科指導、生徒指導、学級経営及び校務分掌など、職務遂行に必要な実践的な知識・技能を習得・活用し、より適切な指導力を発揮するとともに、積極的・協働的に業務に取り組むことができる。
学級・HR経営力	A 集団を高める力	① 児童生徒との信頼関係の構築	児童生徒との関わり方を理解し、愛情をもって公平かつ受容的に関わることができる。	児童生徒との関わり的重要性を認識し、積極的かつ共感的にコミュニケーションを図ることができる。
		② 児童生徒間の人間関係の構築	児童生徒の人権を尊重し、児童生徒間のコミュニケーションを促進することができる。	児童生徒の自己肯定感を高め、互いの良さや可能性を発揮できるような集団づくりに取り組むことができる。
	B 一人一人の能力を高める力	③ 児童生徒理解	児童生徒理解の意義や重要性を理解し、児童生徒一人一人に積極的に向き合い、共感的理解に努めることができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を総合的に理解し、児童生徒の立場に寄り添い、共感的理解を示すことができる。
		④ 発達支持的生徒指導 <sup>※1</sup>	全ての児童生徒の発達を支援する視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。	全ての児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程をいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。
		⑤ 特別な配慮を要する児童生徒への対応 <sup>※2</sup>	保護者等との信頼関係を構築するとともに、児童生徒一人一人の実態を把握し、個や集団に応じた指導に生かすことができる。	校内組織や保護者・専門家・関係機関等と連携し、個や集団に応じた学習上・生活上の指導・支援を行うことができる。
学習指導力	C 授業実践・改善力	⑥ 授業構想	学習指導要領を理解し、単元(題材)や1単位時間において育成すべき資質・能力(ねらい)を明確にし、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導計画を立てることができる。	育成すべき資質・能力や児童生徒の実態、発達や学びの連続性、他教科等との関連を踏まえ、学習の系統性を明確にし、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導計画を立てることができる。
		⑦ 指導技術の工夫	発問や板書等の基本的な指導技術を身に付け、個別最適な学びと協働的な学びを充実し、「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業の実践に努めることができる。	児童生徒の理解度や反応を把握しながら、個別最適な学びと協働的な学びを充実し、「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業を実践することができる。
		⑧ 学習評価と改善	学習評価の意義や方法について理解し、児童生徒の学習状況を把握しながら授業を進めることができる。	学習評価を生かした学習指導について理解し、指導方法の工夫・改善に取り組むことができる。
	D 専門性探究力	⑨ 専門性の追究	学習指導要領を理解するとともに、研修会や書籍等から基礎的な知識・技能を学ぶことができる。	学習指導要領を理解するとともに、研修会や書籍等から積極的に学ぶことができる。
		⑩ 校内研究の推進	自校の研究テーマを理解し、テーマに基づいた実践・研究に取り組むことができる。	自校の研究テーマに基づき、実践・研究に意欲的に取り組むことができる。
E ICT活用指導力	⑪ ICTや教育データの効果的な活用	ICT活用や情報モラルに関する基礎的・基本的な知識や技術を身に付け、授業のねらいを達成するために、ICTや教育データを活用して授業に取り組むことができる。	各教科等の指導におけるICT活用や情報モラルの基本的な考え方を理解し、授業のねらいを達成するために、ICTや教育データを活用して授業を効果的に実践することができる。	
チームマネジメント力	F 協働性・同僚性の構築力	⑫ 保護者・地域・校種間・関係機関等との連携・協働	「チーム学校」としての連携の意義や重要性を理解し、協働して教育活動に取り組むことができる。	「チーム学校」として積極的にコミュニケーションを図り、連携協働して教育活動に取り組むことができる。
		⑬ 教職員間の連携・協働	「報告・連絡・相談」や「連携・協働」の意義を理解し、管理職や教職員の助言を生かしながら、業務に取り組むことができる。	組織の一員としての自己の役割を理解し、課題解決に向けて、教職員と連携・協働して業務に取り組むことができる。
	G 組織貢献力	⑭ 学校組織の理解・運営	組織の特性や運営体制を理解し、職務に忠実に励むことができる。	組織の一員としての自己の役割を理解し、組織運営に積極的に参加することができる。
		⑮ 業務遂行・進捗管理	校務分掌等の業務に必要な知識・技能を理解・習得し、ICTを活用して担当する業務を計画的に遂行することができる。	校務分掌等の業務の工夫改善に努めながら、ICTを活用して計画的・効率的に遂行することができる。
		⑯ 人材育成	学び続ける教員としての意識をもち、学校内外の研修や自己啓発活動に意欲的に取り組むことができる。	自らの課題を見出し、先輩教職員の助言を参考に、その改善に向け、意欲的に取り組むことができる。
⑰ 危機管理・安全管理	学校安全に関する基礎的な知識を身に付け、危機を察知し、迅速かつ適切に対応することができる。	危機管理の重要性や自身の役割を理解し、児童生徒の安全管理のために迅速かつ適切に対応することができる。		
セルフマネジメント力	H 自己管理能力	⑱ 法令遵守	教育公務員として、法令遵守の意義や重要性を理解し、不祥事の防止を意識して行動することができる。	教育公務員として、県や市町村の教育行政方針を理解するとともに、常に法令を遵守し、不祥事の防止を意識して行動することができる。
		⑲ 倫理観・社会性	倫理観や社会性を身に付け、職務を遂行することができる。	倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもち、職務を遂行することができる。
		⑳ 郷土愛	高知県の風土や歴史に興味・関心や愛着をもち、教育活動に取り組むことができる。	高知県の風土や歴史を知り、児童生徒の郷土愛を育成する教育活動を展開することができる。
	I 自己変革力	㉑ ワーク・ライフ・バランス	健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送ることができる。	
		㉒ 使命感・責任感	教育公務員としての職責を理解して、公正な判断をし、行動することができる。	教育公務員としての自覚をもって、教育的視点に立った公正な判断をし、行動することができる。
㉓ 自己啓発	常に教育に関する情報に関心をもって自己研鑽に努め、管理職や教職員の助言を謙虚に受け止め、自己の成長につなぐことができる。	国内外の社会状況の変化に関心をもち、自らの実践を振り返り、管理職や教職員の助言を受けながら自己の成長に努めることができる。		

<sup>※1</sup> 令和4年12月に改訂された生徒指導要領の新たな概念として示されたもの。発達支持的生徒指導では、特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程を学校や教職員がいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を通じて、自己理解力、コミュニケーション力、共感性等を含む社会的資質・能力を育成する。

<sup>※2</sup> 特別支援教育の視点に加え、課題の兆先行動が見られる一部の児童生徒を対象とした課題予防的生徒指導や深刻な課題を抱えている特定の児童生徒への指導・援助を行う困難課題対応的生徒指導を含む。

若年後期(5～9年)	中堅期(10年～)	発展期(20年～)
教員に求められる資質・能力は、教員等の職の専門性及び特殊性から、すべての教員に共通するものであり、かつ、経験年数等により高まりと深まりを示すものである。		
職務遂行に必要な実践的・専門的な知識・技能を習得・活用するとともに、学年や校務分掌等における自己の役割を自覚し、若年教員への助言を意識して、業務に取り組むことができる。	職務遂行に必要な実践的・専門的な知識・技能を習得・活用するとともに、学年や校務分掌等において中心的役割を担うなど、ミドルリーダーとしての実践的指導力を発揮して、業務に取り組むことができる。	職務遂行に必要な高度な知識・技能を習得・活用するとともに、研究体制及び支援体制等の組織運営や、教職員への適切な指導・助言を行うなど、全校の視野に立った実践的指導力を発揮して、業務に取り組むことができる。
児童生徒の実態等を多面的・多角的に理解し、指導・支援に適切に生かすことができる。	教育相談等の手法等を効果的に活用し、場面や状況に応じた適切な対応を行うとともに、教職員に対して指導・助言をすることができる。	児童生徒の実態に応じた適切な対応について、組織的に推進することができる。
児童生徒の自発的・自治的な活動を通して互いの良さや可能性を發揮できるような集団づくりに取り組むことができる。	児童生徒の自発的・自治的な活動を通して互いの良さや可能性を發揮できるような取組を計画的に進めることができる。	児童生徒の自発的・自治的な活動を通して互いの良さや可能性を發揮できるような取組について、教職員相互の共通理解を図り、組織的に推進することができる。
児童生徒の実態や取り巻く環境を総合的に理解し、児童生徒の立場に寄り添い、共感的理解に基づき対応することができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を踏まえ、児童生徒の自分らしい生き方の実現を支援する適切な指導方針を立てて対応することができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を踏まえ、児童生徒の自分らしい生き方の実現に向けて教職員相互の共通理解を図るなど、複眼的な広い視野から児童生徒を捉え、組織的に対応することができる。
全ての児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程をいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。	学習指導と関連付けながら発達支持的生徒指導の充実を図るとともに、専門家等の協力も得ながら、全ての児童生徒の発達を支える働きかけについて教職員に指導・助言をすることができる。	学習指導と関連付けながら発達支持的生徒指導の充実を図るとともに、専門家等の協力も得ながら、全ての児童生徒の発達を支える組織的な対応について教職員に指導・助言をすることができる。
校内組織や保護者・専門家・関係機関等と連携し、個や集団に応じた学習上・生活上の指導・支援を行うとともに、後輩教職員に対して、必要に応じて適切な助言をすることができる。	保護者や専門家・関係機関等と連携し、個や集団に応じた学習上・生活上の指導・支援の在り方や校内支援体制について、具体的に提案することができる。	校長等の指示を受け、保護者や専門家・関係機関等との連携体制や校内支援体制を整備し、その運営に取り組むことができる。
育成すべき資質・能力や児童生徒の実態、発達や学びの連続性を踏まえ、教科等横断的な視点を持ち、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導計画を立てることができる。	発達や学びの連続性を踏まえた教科等横断的な授業構想等カリキュラム・マネジメントの視点に立ち、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導計画を立てるとともに、教員に対して指導・助言をすることができる。	
児童生徒の実態や授業の展開に応じた適切な手立てを講じながら、個別最適な学びと協働的な学びを充実し、「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業を実践することができる。	個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業を実践するとともに、他の教員の授業を評価し、指導・助言をすることができる。	
適切な学習評価を行い、指導方法の工夫・改善に生かすことができる。	適切な学習評価や授業改善を実施するとともに、他の教員に対して授業設計・実践・評価・改善等の指導・助言をすることができる。	授業設計・実践・評価・改善等を繰り返し、学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、学校全体での取組を推進することができる。
今日的な教育の動向を把握し、求められる専門性を追究することができる。	今日的な教育の動向を把握し、求められる専門性をさらに高めるとともに、教員に対して指導・助言をすることができる。	
研修会等で得た情報を校内で発信し、課題改善に向けた具体的な提案をすることができる。	校内研究の企画・運営の中心的な役割を担い、学校全体の研究を推進することができる。	教員の経験や個性を考慮しながら指導・助言をし、学校全体の研究を推進することができる。
各教科等の指導において、教育データを活用して学習の改善を図るとともに、情報モラルに留意し、単元全体を見通した授業デザインにICTの活用を位置付け、効果的に実践することができる。	情報社会の動向を積極的に把握し、教育データを活用して学習の改善を図るとともに、情報モラルに留意し、ICTを活用した工夫ある授業実践について、教員に対して指導・助言をすることができる。	
「チーム学校」として積極的にコミュニケーションを図り、連携協働して教育活動に取り組むことができる。	「チーム学校」としての連携を深め、地域とともに歩む学校づくりの積極的な推進に向けて、自らの意見を効果的に伝えつつ、円滑なコミュニケーションを取ることができる。	
学年や分掌等における自己の役割を自覚し、課題解決に向けて、チームで対応することを意識して業務に取り組むことができる。	学年や分掌等の要となり、チーム対応等の充実に向けて、他者との協力や関わり、連携協働を通じて、リーダーシップを發揮し、課題を解決することができる。	
組織の特性や教職員の立場を理解し、組織運営を計画的に進めることができる。	組織の特性や教職員の強み・弱みを見取り、それらを生かした機能的な組織運営に向けて、自らの役割を果たすことができる。	
校務分掌等の業務の工夫改善を図りながらPDCAサイクルを回し、ICTを活用して計画的・効率的に遂行することができる。	校務分掌等の業務の効率的・効果的な遂行に向け、ICTを効果的に活用するなど積極的に工夫改善を図りながらPDCAサイクルを回すとともに、教職員に対して適切な指導・助言をすることができる。	
教職員の教育実践について、学び合う意識をもって評価し、後輩教職員に対して、必要に応じて適切な助言をすることができる。	自校の諸課題について、具体的な対応策を提案するとともに、教職員に対して適切な指導・助言をすることができる。	
安全対策等の手法を身に付け、場面や状況に応じて、迅速かつ適切に対応することができる。	安全や教育効果に配慮した環境を整備するとともに、危機の早期発見、早期対応に向け、適切な対応策を講じることができる。	危機の早期発見、早期対応に率先して取り組むとともに、学校における危機管理体制を点検し、改善につなぐことができる。
教育公務員として、県や市町村の教育行政方針を理解するとともに、常に法令を遵守し、不祥事の防止を意識して行動することができる。	教育公務員として、常に法令を遵守し、不祥事の防止を意識するとともに他の教職員の模範となるよう行動し、その重要性を教職員に助言をすることができる。	
倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもち、職務を遂行することができる。	倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもって職務を遂行するとともに、教職員に助言をすることができる。	
高知県の風土や歴史を知り、児童生徒の郷土愛を育成する教育活動を展開することができる。	高知県の風土や歴史について理解を深め、高知県の文化、伝統等の発展に貢献することができる。	
健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送ることができる。	健康的な生活習慣のもと、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送るとともに、働き方や心身の健康について、教職員に適切な助言をすることができる。	
教育公務員としての自覚をもって、教育的視点に立った公正な判断をし、行動することができる。	教育公務員としての誇りと自覚を深め、学校教育目標の実現や課題解決に向けて、主体的に学校運営に関わるることができる。	
国内外の社会状況の変化に関心をもち、自らの実践を振り返り、管理職や教職員の助言を受けながら自己の成長に努めることができる。	自ら学び続ける意欲をもち、国内外の社会状況の変化に合わせた課題意識や探究心をもって研鑽を積み、自己を高めることができる。	

# 高知県教員育成指標「養護教諭」

経験段階(教職経験)			新規採用期(0~1年)	若年前期(2~4年)
求められる資質・能力			教員に求められる資質・能力は、教員等の職の専門性及び特殊性から、すべての教員に共通するものであり、かつ、経験年数等により高まりと深まりを示すものである。	
			教科指導、生徒指導及び学級経営など、職務遂行に必要な基礎的な知識・技能を理解・習得し、管理職や教職員に報告・連絡・相談しながら、業務に取り組むことができる。	教科指導、生徒指導、学級経営及び校務分掌など、職務遂行に必要な実践的な知識・技能を習得・活用し、より適切な指導力を発揮するとともに、積極的・協動的に業務に取り組むことができる。
領域	能力	項目		
学級・HR経営力	A 集団を高める力	① 児童生徒との信頼関係の構築	児童生徒との関わり方を理解し、愛情をもって公平かつ受容的に関わるることができる。	児童生徒との関わり方の重要性を認識し、積極的かつ共感的にコミュニケーションを図ることができる。
		② 児童生徒間の人間関係の構築	児童生徒の人権を尊重し、児童生徒間のコミュニケーションを促進することができる。	児童生徒の自己肯定感を高め、互いの良さや可能性を發揮できるように集団づくりに取り組むことができる。
	B 一人一人の能力を高める力	③ 児童生徒理解	児童生徒理解の意義や重要性を理解し、児童生徒一人一人に積極的に向き合い、共感的理解に努めることができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を総合的に理解し、児童生徒の立場に寄り添い、共感的理解を示すことができる。
		④ 発達支持的生徒指導 <sup>※1</sup>	全ての児童生徒の発達を支援する視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。	全ての児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程をいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。
		⑤ 特別な配慮を要する児童生徒への対応 <sup>※2</sup>	保護者等との信頼関係を構築するとともに、児童生徒一人一人の実態を把握し、個や集団に応じた指導に生かすことができる。	校内組織や保護者・専門家・関係機関等と連携し、個や集団に応じた学習上・生活上の指導・支援を行うことができる。
専門領域に関する力	C 保健管理に関する力	⑥ 救急処置、健康診断、健康観察、疾病の管理と予防、学校環境衛生	救急処置等を適切に行うとともに、健康観察や健康診断等の意義を理解し、健康課題を把握することができる。	健康観察や健康診断等を円滑に実施し、児童生徒の健康に関する情報を総合的に把握するとともに、課題解決を図るための取組を行うことができる。
	D 保健教育の実践に関する力	⑦ 保健教育、啓発活動	保健教育における養護教諭の役割を理解し、保健教育の実施や資料提供などを、担当教諭と連携して行うことができる。	学習指導要領や児童生徒の実態に基づいた保健教育を実践することができる。
	E 健康相談に関する力	⑧ 心身の健康課題への対応、児童生徒支援に当たった関係者との連携	健康相談の基本的なプロセスを理解し、児童生徒の実態に応じた健康相談を実施することができる。	校内における事例検討会を開催するなど、健康課題の解決に向けてコーディネーター的役割を果たすことができる。
	F 保健室経営に関する力	⑨ 保健室経営	保健室経営の基本について理解し、児童生徒の実態を踏まえた保健室経営に取り組むことができる。	学校教育目標及び学校保健目標、児童生徒の実態を踏まえた保健室経営計画が立案できる。
	G 保健組織活動に関する力	⑩ 学校保健委員会、児童生徒保健委員会、PTA保健活動	保健組織活動の意義を理解し、担任や保護者・関係機関等と連携した学校保健活動を行うことができる。	教職員の共通理解を図り、校内研修を実施するなど、組織的な学校保健活動に取り組むことができる。
	H ICT活用指導力	⑪ ICTの効果的な活用	ICT活用に関する基礎的・基本的な知識や技術を身に付け、保健教育のねらいを達成するために、ICTを活用して取り組むことができる。	保健教育におけるICT活用の基本的な考え方を理解し、ねらいを達成するために、ICTを活用して効果的に実践することができる。
チームマネジメント力	I 協働性・同僚性の構築力	⑫ 保護者・地域・校種間・関係機関等との連携・協働	「チーム学校」としての連携の意義や重要性を理解し、協働して教育活動に取り組むことができる。	「チーム学校」として積極的にコミュニケーションを図り、連携協働して教育活動に取り組むことができる。
		⑬ 教職員間の連携・協働	「報告・連絡・相談」や「連携・協働」の意義を理解し、管理職や教職員の助言を生かしながら、業務に取り組むことができる。	組織の一人としての自己の役割を理解し、課題解決に向けて、教職員と連携・協働して業務に取り組むことができる。
	J 組織貢献力	⑭ 学校組織の理解・運営	組織の特性や運営体制を理解し、職務に忠実に励むことができる。	組織の一人としての自己の役割を理解し、組織運営に積極的に参加することができる。
		⑮ 業務遂行・進捗管理	校務分掌等の業務に必要な知識・技能を理解・習得し、ICTを活用して担当する業務を計画的に遂行することができる。	校務分掌等の業務の工夫改善に努めながら、ICTを活用して計画的・効率的に遂行することができる。
		⑯ 人材育成	学び続ける教員としての意識をもち、学校内外の研修や自己啓発活動に意欲的に取り組むことができる。	自らの課題を見出し、先輩教職員の助言を参考に、その改善に向け、意欲的に取り組むことができる。
セルフマネジメント力	K 自己管理能力	⑰ 危機管理・安全管理	学校安全に関する基礎的な知識を身に付け、危機を察知し、迅速かつ適切に対応することができる。	危機管理の重要性や自身の役割を理解し、児童生徒の安全管理のために迅速かつ適切に対応することができる。
		⑱ 法令遵守	教育公務員として、法令遵守の意義や重要性を理解し、不祥事の防止を意識して行動することができる。	教育公務員として、県や市町村の教育行政方針を理解するとともに、常に法令を遵守し、不祥事の防止を意識して行動することができる。
		⑲ 倫理観・社会性	倫理観や社会性を身に付け、職務を遂行することができる。	倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもち、職務を遂行することができる。
	L 自己変革力	⑲ 郷土愛	高知県の風土や歴史に興味・関心や愛着をもち、教育活動に取り組むことができる。	高知県の風土や歴史を知り、児童生徒の郷土愛を育成する教育活動を展開することができる。
⑲ ワーク・ライフ・バランス		健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送ることができる。		
		⑳ 使命感・責任感	教育公務員としての職責を理解して、公正な判断をし、行動することができる。	教育公務員としての自覚をもって、教育的視点に立った公正な判断をし、行動することができる。
		㉓ 自己啓発	常に教育に関する情報に関心をもって自己研鑽に努め、管理職や教職員の助言を謙虚に受け止め、自己の成長につなぐことができる。	国内外の社会状況の変化に関心をもち、自らの実践を振り返り、管理職や教職員の助言を受けながら自己の成長に努めることができる。

※1 令和4年12月に改訂された生徒指導要領の新たな概念として示されたもの。発達支持的生徒指導では、特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程を学校や教職員がいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を通じて、自己理解力、コミュニケーション力、共感性等を含む社会的資質・能力を育成する。

※2 特別支援教育の視点に加え、課題の先兆行動が見られる一部の児童生徒を対象とした課題予防的生徒指導や深刻な課題を抱えている特定の児童生徒への指導・援助を行う困難課題対応的生徒指導を含む。

若年後期(5～9年)	中堅期(10年～)	発展期(20年～)
教員に求められる資質・能力は、教員等の職の専門性及び特殊性から、すべての教員に共通するものであり、かつ、経験年数等により高まりと深まりを示すものである。		
職務遂行に必要な実践的・専門的な知識・技能を習得・活用するとともに、学年や校務分掌等における自己の役割を自覚し、若年教員への助言を意識して、業務に取り組むことができる。	職務遂行に必要な実践的・専門的な知識・技能を習得・活用するとともに、学年や校務分掌等において中心的役割を担うなど、ミドルリーダーとしての実践的指導力を発揮して、業務に取り組むことができる。	職務遂行に必要な高度な知識・技能を習得・活用するとともに、研究体制及び支援体制等の組織運営や、教職員への適切な指導・助言を行うなど、全校的視野に立った実践的指導力を発揮して、業務に取り組むことができる。
児童生徒の実態等を多面的・多角的に理解し、指導・支援に適切に生かすことができる。	教育相談等の手法等を効果的に活用し、場面や状況に応じた適切な対応を行うとともに、教職員に対して指導・助言をすることができる。	児童生徒の実態に応じた適切な対応について、組織的に推進することができる。
児童生徒の自発的・自治的な活動を通して互いの良さや可能性を発揮できるような集団づくりに取り組むことができる。	児童生徒の自発的・自治的な活動を通して互いの良さや可能性を発揮できるような取組を計画的に進めることができる。	児童生徒の自発的・自治的な活動を通して互いの良さや可能性を発揮できるような取組について、教職員相互の通理解を図り、組織的に推進することができる。
児童生徒の実態や取り巻く環境を総合的に理解し、児童生徒の立場に寄り添い、共感的理解に基づき対応することができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を踏まえ、児童生徒の自分らしい生き方の実現を支援する適切な指導方針を立てて対応することができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を踏まえ、児童生徒の自分らしい生き方の実現に向けて教職員相互の共通理解を図るなど、複眼的な広い視野から児童生徒を捉え、組織的に対応することができる。
全ての児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程をいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。	学習指導と関連付けながら発達支持的生徒指導の充実を図るとともに、専門家等の協力も得ながら、全ての児童生徒の発達を支える働きかけについて教職員に指導・助言をすることができる。	学習指導と関連付けながら発達支持的生徒指導の充実を図るとともに、専門家等の協力も得ながら、全ての児童生徒の発達を支える組織的な対応について教職員に指導・助言をすることができる。
校内組織や保護者・専門家・関係機関等と連携し、個や集団に応じた学習上・生活上の指導・支援を行うとともに、後輩教職員に対して、必要に応じて適切な助言をすることができる。	保護者や専門家・関係機関等と連携し、個や集団に応じた学習上・生活上の指導・支援の在り方や校内支援体制について、具体的に提案することができる。	校長等の指示を受け、保護者や専門家・関係機関等との連携体制や校内支援体制を整備し、その運営に取り組むことができる。
日常の救急、学校事故・災害等に備えた予防的措置、健康に関する危機管理等について、組織的な対応が図れるように指導的役割を果たすことができる。	健康観察や健康診断等を円滑に実施し、児童生徒の健康に関する情報を総合的に把握するとともに、課題解決を図るための組織的な取組を行うことができる。	健康観察や健康診断等を円滑に実施し、児童生徒の健康に関する情報を総合的に把握するとともに、地域レベルでの保健管理を推進することができる。
学習指導要領や児童生徒の実態に基づいた保健教育を実践することができる。	学習指導要領や児童生徒の実態に基づき、養護教諭の専門性を生かした保健教育を実践することができる。	特別活動、総合的な学習の時間及び道徳等における保健に関する指導計画の策定に参画することができる。
校内における事例検討会を開催するなど、健康課題の解決に向けてコーディネーター的役割を果たすことができる。	関係機関等と連携した健康相談を組織的に実施するため、コーディネーター的役割を果たすことができる。	
保健室経営を適切に行い、評価及び改善に努めることができる。	保健室経営について教職員に周知を図り、連携した保健室経営に努めることができる。	
教職員の共通理解を図り、校内研修を実施するなど、組織的な学校保健活動に取り組むことができる。	学校保健委員会等の企画・運営に参画し、内容の工夫・改善を図ることができる。	
保健教育においてICTの活用を位置付け、効果的に実践することができる。	情報社会の動向を積極的に把握し、ICTを活用した工夫ある保健教育の実践について、教員に対して指導・助言することができる。	
「チーム学校」として積極的にコミュニケーションを図り、連携協働して教育活動に取り組むことができる。	「チーム学校」としての連携を深め、地域とともに歩む学校づくりの積極的な推進に向けて、自らの意見を効果的に伝えつつ、円滑なコミュニケーションを取ることができる。	
学年や分掌等における自己の役割を自覚し、課題解決に向けて、チームで対応することを意識して業務に取り組むことができる。	学年や分掌等の要となり、チーム対応等の充実に向けて、他者との協力や関わり、連携協働を通じて、リーダーシップを発揮し、課題を解決することができる。	
組織の特性や教職員の立場を理解し、組織運営を計画的に進めることができる。	組織の特性や教職員の強み・弱みを見取り、それらを生かした機能的な組織運営に向けて、自らの役割を果たすことができる。	
校務分掌等の業務の工夫改善を図りながらPDCAサイクルを回し、ICTを活用して計画的・効率的に遂行することができる。	校務分掌等の業務の効率的・効果的な遂行に向け、ICTを効果的に活用するなど積極的に工夫改善を図りながらPDCAサイクルを回すとともに、教職員に対して適切な指導・助言をすることができる。	
教職員の教育実践について、学び合う意識をもって評価し、後輩教職員に対して、必要に応じて適切な助言をすることができる。	自校の諸課題について、具体的な対応策を提案するとともに、教職員に対して適切な指導・助言をすることができる。	
安全対策等の手法を身に付け、場面や状況に応じて、迅速かつ適切に対応することができる。	安全や教育効果に配慮した環境を整備するとともに、危機の早期発見、早期対応に向け、適切な対応策を講じることができる。	危機の早期発見、早期対応に率先して取り組むとともに、学校における危機管理体制を点検し、改善につなぐことができる。
教育公務員として、県や市町村の教育行政方針を理解するとともに、常に法令を遵守し、不祥事の防止を意識して行動することができる。	教育公務員として、常に法令を遵守し、不祥事の防止を意識するとともに他の教職員の模範となるよう行動し、その重要性を教職員に助言をすることができる。	
倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもち、職務を遂行することができる。	倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもって職務を遂行するとともに、教職員に助言をすることができる。	
高知県の風土や歴史を知り、児童生徒の郷土愛を育成する教育活動を展開することができる。	高知県の風土や歴史について理解を深め、高知県の文化、伝統等の発展に貢献することができる。	
健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送ることができる。	健康的な生活習慣のもと、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送るとともに、働き方や心身の健康について、教職員に適切な助言をすることができる。	
教育公務員としての自覚をもって、教育的視点に立った公正な判断をし、行動することができる。	教育公務員としての誇りと自覚を深め、学校教育目標の実現や課題解決に向けて、主体的に学校運営に関わることができる。	
国内外の社会状況の変化に関心をもち、自らの実践を振り返り、管理職や教職員の助言を受けながら自己の成長に努めることができる。	自ら学び続ける意欲をもち、国内外の社会状況の変化に合わせた課題意識や探究心をもって研鑽を積み、自己を高めることができる。	

# 高知県教員育成指標「栄養教諭」

経験段階(教職経験)			新規採用期(0~1年)	若年前期(2~4年)
求められる資質・能力			教員に求められる資質・能力は、教員等の職の専門性及び特殊性から、すべての教員に共通するものであり、かつ、経験年数等により高まりと深まりを示すものである。	
			教科指導、生徒指導及び学級経営など、職務遂行に必要な基礎的な知識・技能を理解・習得し、管理職や教職員に報告・連絡・相談しながら、業務に取り組むことができる。	教科指導、生徒指導、学級経営及び校務分掌など、職務遂行に必要な実践的な知識・技能を習得・活用し、より適切な指導力を発揮するとともに、積極的・協働的に業務に取り組むことができる。
領域	能力	項目		
学級・HR経営力	A 集団を高める力	① 児童生徒との信頼関係の構築	児童生徒との関わり方を理解し、愛情をもって公平かつ受容的に関わることができる。	児童生徒との関わり方の重要性を認識し、積極的かつ共感的にコミュニケーションを図ることができる。
		② 児童生徒間の人間関係の構築	児童生徒の人権を尊重し、児童生徒間のコミュニケーションを促進することができる。	児童生徒の自己肯定感を高め、互いの良さや可能性を発揮できるような集団づくりに取り組むことができる。
	B 一人一人の能力を高める力	③ 児童生徒理解	児童生徒理解の意義や重要性を理解し、児童生徒一人一人に積極的に向き合い、共感的理解に努めることができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を総合的に理解し、児童生徒の立場に寄り添い、共感的理解を示すことができる。
		④ 発達支持的生徒指導 <sup>※1</sup>	全ての児童生徒の発達を支援する視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。	全ての児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程をいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。
		⑤ 特別な配慮を要する児童生徒への対応 <sup>※2</sup>	保護者等との信頼関係を構築するとともに、児童生徒一人一人の実態を把握し、個や集団に応じた指導に生かすことができる。	校内組織や保護者・専門家・関係機関等と連携し、個や集団に応じた学習上・生活上の指導・支援を行うことができる。
専門領域に関する力	C 食に関する指導力	⑥ 給食の時間における食に関する指導、教科等における食に関する指導	学校給食を生きた教材として活用する意義や方法、授業づくりの基本を理解し、指導に生かすことができる。	学習指導要領や児童生徒の実態に基づいた指導の必要性を理解し、食育の視点を位置付けた指導ができる。
		⑦ 個別的な相談指導	栄養教諭が行う相談指導について理解するとともに、児童生徒の食に関する健康課題に応じた相談指導をすることができる。	病態やスポーツ栄養に関する基礎的知識を習得するとともに、児童生徒の食に関する健康課題に応じた相談指導をすることができる。
	D 学校給食の管理に関する力	⑧ 栄養管理	成長期の栄養管理の方法や学校給食摂取基準等について理解し、献立作成に生かすことができる。	児童生徒の食生活状況の把握、学校給食摂取基準に基づいて作成した献立を評価し、改善することができる。
		⑨ 衛生管理	学校給食の衛生管理の基礎・基本を理解し、具体的な対応方法を考えることができる。	学校給食衛生管理基準に基づいた調理従事者への衛生管理指導、施設設備の改善を適切に行うことができる。
	E 連携・調整力	⑩ 食に関する指導、学校給食の管理	全体計画や年間指導計画、年間献立計画について理解し、計画作成に主体的に関わることができる。	指導計画を踏まえ、学級担任等と連携を図り、指導や資料提供をできるとともに、計画の作成、改善に専門的な立場で参画することができる。
	F 専門性探究力	⑪ 専門性の追究	学習指導要領を理解するとともに、研修会や書籍等から基礎的な知識・技能を学ぶことができる。	学習指導要領を理解するとともに、研修会や書籍等から積極的に学ぶことができる。
	G ICT活用指導力	⑫ ICTの効果的な活用	ICT活用に関する基礎的・基本的な知識や技術を身に付け、ICTを活用して食育に取り組むことができる。	ICT活用の基本的な考え方を理解し、指導のねらいを達成するために、ICTを活用して効果的な食育を実践することができる。
チームマネジメント力	H 協働性・同僚性の構築力	⑬ 保護者・地域・校種間・関係機関等との連携・協働	「チーム学校」としての連携の意義や重要性を理解し、協働して教育活動に取り組むことができる。	「チーム学校」として積極的にコミュニケーションを図り、連携協働して教育活動に取り組むことができる。
		⑭ 教職員間の連携・協働	「報告・連絡・相談」や「連携・協働」の意義を理解し、管理職や教職員の助言を生かしながら、業務に取り組むことができる。	組織の一員としての自己の役割を理解し、課題解決に向けて、教職員と連携・協働して業務に取り組むことができる。
	I 組織貢献力	⑮ 学校組織の理解・運営	組織の特性や運営体制を理解し、職務に忠実に励むことができる。	組織の一員としての自己の役割を理解し、組織運営に積極的に参加することができる。
		⑯ 業務遂行・進捗管理	校務分掌等の業務に必要な知識・技能を理解・習得し、ICTを活用して担当する業務を計画的に遂行することができる。	校務分掌等の業務の工夫改善に努めながら、ICTを活用して計画的・効率的に遂行することができる。
セルフマネジメント力	J 自己管理能力	⑰ 人材育成	学び続ける教員としての意識をもち、学校内外の研修や自己啓発活動に意欲的に取り組むことができる。	自らの課題を見出し、先輩教職員の助言を参考に、その改善に向け、意欲的に取り組むことができる。
		⑱ 法令遵守	教育公務員として、法令遵守の意義や重要性を理解し、不祥事の防止を意識して行動することができる。	教育公務員として、県や市町村の教育行政方針を理解するとともに、常に法令を遵守し、不祥事の防止を意識して行動することができる。
		⑲ 倫理観・社会性	倫理観や社会性を身に付け、職務を遂行することができる。	倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもち、職務を遂行することができる。
	K 自己変革力	⑲ 郷土愛	高知県の風土や歴史に興味・関心や愛着をもち、教育活動に取り組むことができる。	高知県の風土や歴史を知り、児童生徒の郷土愛を育成する教育活動を展開することができる。
		⑲ ワーク・ライフ・バランス	健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送ることができる。	
		⑲ 使命感・責任感	教育公務員としての職責を理解して、公正な判断をし、行動することができる。	教育公務員としての自覚をもって、教育的視点に立った公正な判断をし、行動することができる。
		⑲ 自己啓発	常に教育に関する情報に関心をもって自己研鑽に努め、管理職や教職員の助言を謙虚に受け止め、自己の成長につなぐことができる。	国内外の社会状況の変化に関心をもち、自らの実践を振り返り、管理職や教職員の助言を受けながら自己の成長に努めることができる。

<sup>※1</sup> 令和4年12月に改訂された生徒指導提要の新たな概念として示されたもの。発達支持的生徒指導では、特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程を学校や教職員がいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を通じて、自己理解力、コミュニケーション力、共感性等を含む社会的資質・能力を育成する。

<sup>※2</sup> 特別支援教育の視点に加え、課題の兆行動が見られる一部の児童生徒を対象とした課題予防的生徒指導や深刻な課題を抱えている特定の児童生徒への指導・援助を行う困難課題対応的生徒指導を含む。

若年後期(5～9年)	中堅期(10年～)	発展期(20年～)
教員に求められる資質・能力は、教員等の職の専門性及び特殊性から、すべての教員に共通するものであり、かつ、経験年数等により高まりと深まりを示すものである。		
職務遂行に必要な実践的・専門的な知識・技能を習得・活用するとともに、学年や校務分掌等における自己の役割を自覚し、若年教員への助言を意識して、業務に取り組むことができる。	職務遂行に必要なより実践的・専門的な知識・技能を習得・活用するとともに、学年や校務分掌等において中心的役割を担うなど、ミドルリーダーとしての実践的指導力を発揮して、業務に取り組むことができる。	職務遂行に必要な高度な知識・技能を習得・活用するとともに、研究体制及び支援体制等の組織運営や、教職員への適切な指導・助言を行うなど、全校的視野に立った実践的指導力を発揮して、業務に取り組むことができる。
児童生徒の実態等を多面的・多角的に理解し、指導・支援に適切に生かすことができる。	教育相談等の手法等を効果的に活用し、場面や状況に応じた適切な対応を行うとともに、教職員に対して指導・助言をすることができる。	児童生徒の実態に応じた適切な対応について、組織的に推進することができる。
児童生徒の自発的・自治的な活動を通して互いの良さや可能性を發揮できるような集団づくりに取り組むことができる。	児童生徒の自発的・自治的な活動を通して互いの良さや可能性を發揮できるような取組を計画的に進めることができる。	児童生徒の自発的・自治的な活動を通して互いの良さや可能性を發揮できるような取組について、教職員相互の共通理解を図り、組織的に推進することができる。
児童生徒の実態や取り巻く環境を総合的に理解し、児童生徒の立場に寄り添い、共感的理解に基づき対応することができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を踏まえ、児童生徒の自分らしい生き方の実現を支援する適切な指導方針を立てて対応することができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を踏まえ、児童生徒の自分らしい生き方の実現に向けて教職員相互の共通理解を図るなど、複眼的な広い視野から児童生徒を捉え、組織的に対応することができる。
全ての児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程をいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。	学習指導と関連付けながら発達支持的生徒指導の充実を図るとともに、専門家等の協力も得ながら、全ての児童生徒の発達を支える働きかけについて教職員に指導・助言をすることができる。	学習指導と関連付けながら発達支持的生徒指導の充実を図るとともに、専門家等の協力も得ながら、全ての児童生徒の発達を支える組織的な対応について教職員に指導・助言をすることができる。
校内組織や保護者・専門家・関係機関等と連携し、個や集団に応じた学習上・生活上の指導・支援を行うとともに、後輩教職員に対して、必要に応じて適切な助言をすることができる。	保護者や専門家・関係機関等と連携し、個や集団に応じた学習上・生活上の指導・支援の在り方や校内支援体制について、具体的に提案することができる。	校長等の指示を受け、保護者や専門家・関係機関等との連携体制や校内支援体制を整備し、その運営に取り組むことができる。
学習指導要領や児童生徒の実態に基づいた指導、学校給食を生きた教材として活用した指導を行うために教材・教具等を工夫することができる。	学習指導要領や児童生徒の実態に基づき、栄養教諭の専門性を生かした指導をするとともに、適切に評価することができる。	
病態やスポーツ栄養に関する基礎的知識を活用し、家庭や地域の背景、児童生徒の食に関する知識・理解度等を考慮した指導を行うことができる。	病態やスポーツ栄養に関する専門性を高め、効果的な個別指導を工夫、改善することができる。	
学校給食摂取基準に基づいた栄養管理のもと、教科等の学習内容と関連付けた献立作成を行うことができる。	地域の実態に応じた、児童生徒の健康状態の改善につながる栄養管理を行うことができる。	
学校給食衛生管理基準に基づいた調理従事者への衛生管理指導、施設設備の改善を適切に行うことができる。	学校給食衛生管理基準に基づき、衛生管理体制や作業区分等について評価し、課題を改善することができる。	学校給食衛生管理基準に基づいた改善策を提案するとともに、教職員への適切な指導・助言をすることができる。
栄養教諭の役割について理解を深め、学校における食育推進の中核的な役割を果たすことができる。	教職員・家庭・地域・関係機関等と連携し、校内はもとより、校外における食育や学校給食の推進体制を活用することができる。	教職員・家庭・地域・関係機関等と連携し、校内外における食育や学校給食の推進の中核的な役割を果たすことができる。
今日的な教育の動向を把握し、求められる専門性を追究することができる。	学校給食や教育の動向を把握し、求められる専門性を追究し、自校の課題改善に向けた具体的な提案をすることができる。	学校給食や教育の動向を把握し、求められる専門性をさらに高めるとともに、教職員に対して指導・助言をすることができる。
給食時間や各教科等の指導において、年間指導計画や単元全体を見通した授業デザインにICTの活用を位置付け、効果的な食育を実践することができる。	情報社会の動向を積極的に把握し、ICTを活用した工夫ある給食指導や授業実践について、教員に対して指導・助言することができる。	
「チーム学校」として積極的コミュニケーションを図り、連携協働して教育活動に取り組むことができる。	「チーム学校」としての連携を深め、地域とともに歩む学校づくりの積極的な推進に向けて、自らの意見を効果的に伝えつつ、円滑なコミュニケーションを取ることができる。	
学年や分掌等における自己の役割を自覚し、課題解決に向けて、チームで対応することを意識して業務に取り組むことができる。	学年や分掌等の要となり、チーム対応等の充実に向けて、他者との協力や関わり、連携協働を通じて、リーダーシップを発揮し、課題を解決することができる。	
組織の特性や教職員の立場を理解し、組織運営を計画的に進めることができる。	組織の特性や教職員の強み・弱みを見取り、それらを生かした機能的な組織運営に向けて、自らの役割を果たすことができる。	
校務分掌等の業務の工夫改善を図りながらPDCAサイクルを回し、ICTを活用して計画的・効率的に遂行することができる。	校務分掌等の業務の効率的・効果的な遂行に向け、ICTを効果的に活用するなど積極的に工夫改善を図りながらPDCAサイクルを回すとともに、教職員に対して適切な指導・助言をすることができる。	
教職員の教育実践について、学び合う意識をもって評価し、後輩教職員に対して、必要に応じて適切な助言をすることができる。	自校の諸課題について、具体的な対応策を提案するとともに、教職員に対して適切な指導・助言をすることができる。	
安全対策等の手法を身に付け、場面や状況に応じて、迅速かつ適切に対応することができる。	安全や教育効果に配慮した環境を整備するとともに、危機の早期発見、早期対応に向け、適切な対応策を講じることができる。	危機の早期発見、早期対応に率先して取り組むとともに、学校における危機管理体制を点検し、改善につなぐことができる。
教育公務員として、県や市町村の教育行政方針を理解するとともに、常に法令を遵守し、不祥事の防止を意識して行動することができる。	教育公務員として、常に法令を遵守し、不祥事の防止を意識するとともに他の教職員の模範となるよう行動し、その重要性を教職員に助言をすることができる。	
倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもち、職務を遂行することができる。	倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもって職務を遂行するとともに、教職員に助言をすることができる。	
高知県の風土や歴史を知り、児童生徒の郷土愛を育成する教育活動を展開することができる。	高知県の風土や歴史について理解を深め、高知県の文化、伝統等の発展に貢献することができる。	
健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送ることができる。	健康的な生活習慣のもと、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送るとともに、働き方や心身の健康について、教職員に適切な助言をすることができる。	
教育公務員としての自覚をもって、教育的視点に立った公正な判断をし、行動することができる。	教育公務員としての誇りと自覚を深め、学校教育目標の実現や課題解決に向けて、主体的に学校運営に関わるることができる。	
国内外の社会状況の変化に関心をもち、自らの実践を振り返り、管理職や教職員の助言を受けながら自己の成長に努めることができる。	自ら学び続ける意欲をもち、国内外の社会状況の変化に合わせた課題意識や探究心をもって研鑽を積み、自己を高めることができる。	

# I 実施要項等

## ○実施要項

### 1 目的

生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、「新たな教師の学びの姿」の実現を目指し、これまでの教育実践を省察し、自身の考えを捉え直し、教育活動を組織的・協働的に推進できる実践的指導力の向上を図る。

### 2 研修対象者等

- (1) 県内の市町村（学校組合）立学校（高知市立学校を除く）並びに県立学校の教諭、養護教諭、栄養教諭（以下「教諭等」という。）で採用20年目の者とする。ただし、中堅教諭等資質向上研修（10年経験者研修）を修了している者とする。指導教諭、主幹教諭及び管理職は除く。
- (2) 県教育委員会は、この研修を効果的に実施するため、必要があるときは、研修対象者の一部を次年度以降に繰り下げて受講させる等の措置をとる。

### 3 研修内容及び研修日数

発展期教諭等研修は、高知県教育センター等において実施する研修（以下「協働探究型研修」という。）及び在籍校等において実施する研修（以下「実践型研修」という。）で構成し、研修内容は、年間研修計画（P.14）のとおりとする。

### 4 校内指導体制等

- (1) 校長は、研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励を行う。
- (2) 校長は、協働探究型研修及び実践型研修が円滑かつ効果的に実施できるよう校内体制を整備する。
- (3) 校長は、自己評価票を作成し、実施する。
- (4) 校長は、次のア、イに留意のうえ、教頭等と連携して発展期教諭等研修が効果的に実施できるよう努める。
  - ア 受講者が研修の目的を十分に理解し、研修意欲を高めるよう配慮する。
  - イ 受講者の悩みや現状を把握して適切な助言・指導を行う等、研修意欲が継続するよう配慮する。

### 5 研修前の自己評価票の提出

（小学校及び中学校、義務教育学校）

- (1) 受講者が在籍する小学校及び中学校、義務教育学校の校長（以下「校長」という。）は、この要項に基づき、自己評価票（第1号様式）の提出期限等（P.12）のとおり受講者が在籍する学校を所管する市町村（学校組合を含む）教育委員会（以下「市町村教育委員会」という。）に提出する。
- (2) 市町村教育委員会は、校長から提出された自己評価票について受講者ごとに必要な調整を行ったうえで、自己評価票（第1号様式）の提出期限等（P.12）のとおり提出する。

（県立の中学校、高等学校及び特別支援学校）

受講者が在籍する県立の中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「校長」という。）は、この要項に基づき、自己評価票（第1号様式）の提出期限等（P.12）のとおり提出する。

## 6 研修後の評価等の提出

(小学校及び中学校、義務教育学校)

- (1) 校長は、発展期教諭等研修終了時に、受講者ごとに自己評価票（第1号様式）により研修後の評価を行い自己評価票（第1号様式）の提出期限等（P.12）のとおり提出する。
- (2) 市町村教育委員会は、自己評価票（第1号様式）の提出期限等（P.12）のとおり提出する。

(県立の中学校、高等学校及び特別支援学校)

校長は、発展期教諭等研修終了時に、受講者ごとに自己評価票（第1号様式）により研修後の評価を行い自己評価票（第1号様式）の提出期限等（P.12）のとおり提出する。

## 7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項については、高知県教育センター所長が別に定める。
- (2) 本研修の受講者は、令和9年度以降の当研修におけるファシリテーターとして協力をお願いする。協力の有無を確認のうえ調整する予定。詳細は別途通知する。
- (3) 本研修は、受講者の研修成果を各学校等で活用することを前提としている。そのため、研修終了後、1年程度の期間を経た後に、研修修了者に研修成果の活用状況（研修企画、研修講師、他校訪問等）についてのアンケート調査を実施する。

## 各種提出書類の提出期限等について

### < 自己評価票 >

\*様式については、県教育センターホームページまたはグループウェアの「キャビネット」からダウンロードしてください。

\*提出は、グループウェアのメッセージ 県教育センター「中堅・専門研修担当」あてにお願いします。

#### 【小学校・中学校】

提出書類		提出期限及び提出方法	
文書名	様式 (ページ)	校長 →市町村教育委員会	市町村教育委員会 →県教育センター所長*
<input type="checkbox"/> 自己評価票 ※自己の達成規準、自己評価（5月）を記述	第1号様式 (例P.19)	6月11日（木）	6月18日（木）
<input type="checkbox"/> 自己評価票 ※自己評価（8月）までを記述	第1号様式	9月17日（木）	9月24日（木）
<input type="checkbox"/> 自己評価票 ※自己評価（2月）、校長評価、校長所見までを記述	第1号様式	2月25日（木）	3月4日（木）

#### 【県立学校及び国立学校等】

提出書類		提出期限及び提出方法
文書名	様式 (ページ)	校長→教育センター所長* (国立は郵送で提出)
<input type="checkbox"/> 自己評価票 ※自己の達成規準、自己評価（5月）を記述	第1号様式 (例P.19)	6月18日（木）
<input type="checkbox"/> 自己評価票 ※自己評価（8月）までを記述	第1号様式	9月24日（木）
<input type="checkbox"/> 自己評価票 ※自己評価（2月）、校長評価、校長所見までを記述	第1号様式	3月4日（木）

### < 学びの記録 >

#### 【受講者全員】

提出書類	提出期限及び提出方法 ※Google classroom【R8 発展期教諭等研修】の 授業タブより課題として提出
<input type="checkbox"/> 学びの記録 1 教育実践課題（P.17参照）・育成指標（領域・能力・項目）・設定理由・目指す姿を記述 2 「教師として転機になったこと」や「教師として大切にしてきたこと」を記述	5月21日（木）
<input type="checkbox"/> 学びの記録 ・協働探究型研修Ⅱで綴った学びの記録に8月までの実践を追記	8月27日（木）
<input type="checkbox"/> 学びの記録 ・協働探究型研修Ⅲで綴った学びの記録に1月までの実践を追記	1月14日（木）
<input type="checkbox"/> 学びの記録 ・協働探究型研修Ⅳで綴った「学びの記録」に本研修の気づきや学び、今後の展望を追記	2月25日（木）

※「学びの記録」の記載内容等の詳細は、P.15を参照。

## ○研修のねらい

### 【目指したい姿】

- ・対話を通して、新しい自己の「在り方」について気付きがある（深まる）。
- ・自らの教育実践の特徴や考えの枠組みについて気付きがある（深まる）。
- ・時代の変化に対応できるよう、探究心をもちつつ、自律的に学び続けようとする。

### 【高めたい探究の力】

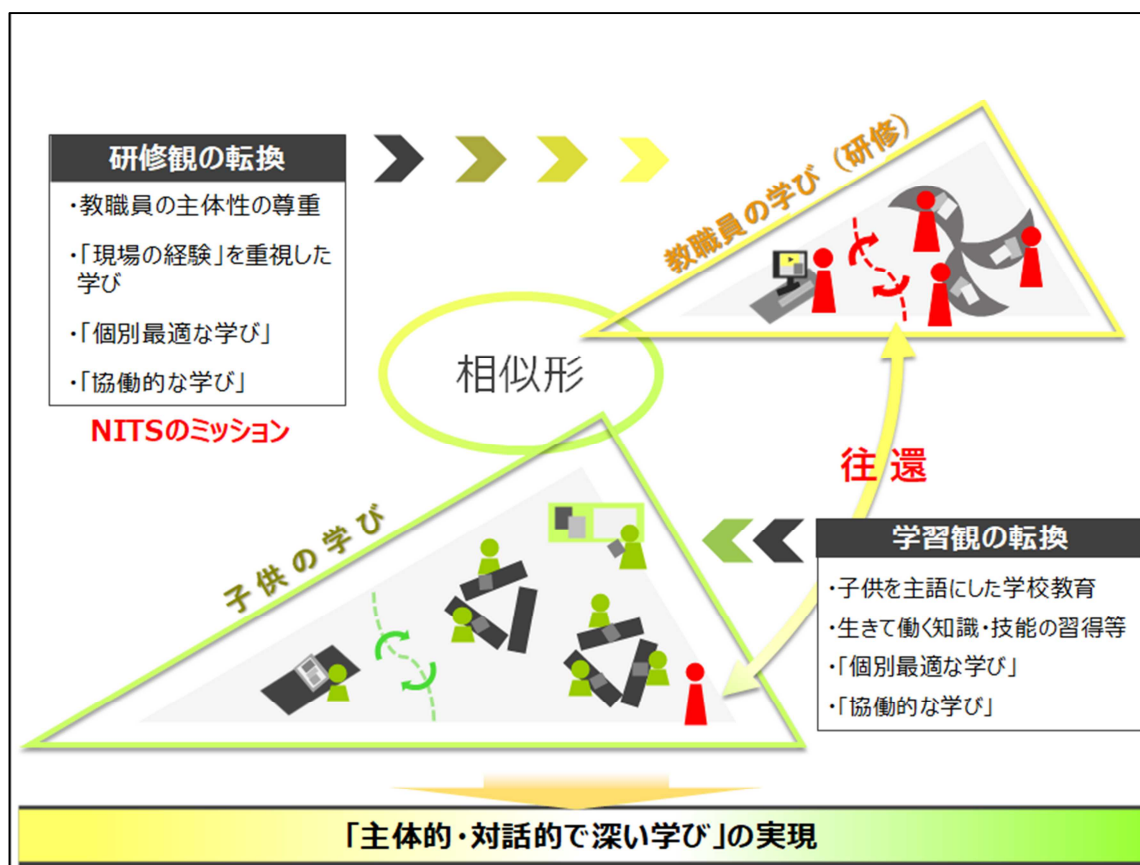
- ・「対話する力」：他者と協働し、自己の価値観を広げ深める。
- ・「省察する力」：自己を振り返り、社会を見通し、実践する。
- ・「共創する力」：新たな価値を創造し、人と学びと組織をつなぐ。

### 【協働探究型研修】

教育を取り巻く社会状況について理解し、これまでの自らの教育実践を省察し、関連付けながら、対話を中心とした協働的な学びを通して、自らの考えを広げるとともに気付きを深め、これからの教育実践につなぐ。

### 【実践型研修】

これまでの教育実践を省察し、自ら設定した教育実践課題（P.17 参照）の解決に向けて、探究心をもちて自律的・継続的に学び、実践的指導力を身に付ける。



【教師の学びの姿も、子供の学びの姿と相似形 イメージ図】 <NITS 戦略～新たな学び～>より

## II 年間研修計画及び項目別研修計画並びに様式

### 1 年間研修計画

#### (1) 研修内容及び研修期日・会場等

実施日	研修項目	研修内容	研修会場
視聴期間 4月1日(水) から 5月13日(水) まで	協働探究型研修Ⅰ オンデマンド研修	①「研修の意義・概要等」 ②「高知県教育振興基本計画」 ③「新たな教師の学びの姿の実現」	在籍校
5月29日(金)	協働探究型研修Ⅱ	講義 「学び続ける教師～キャリアの振り返り～」 講義 「学び続ける教師～新たな教師の学びと マネジメント～」 対話 「これまでの実践の省察と教育実践課題の共有」 リフレクション 「綴る」	教育センター
9月7日(月)	協働探究型研修Ⅲ	講義 「探究的な学び」 講義 「多様な学びを支えるファシリテーション」 対話 「教育実践課題(探究的な学び)の共有」 リフレクション 「綴る」	教育センター
令和9年 2月10日(水)	協働探究型研修Ⅳ	講義 「1年間の取組をとおして」 講義 「今後に向けて」 対話 「1年間の取り組み及び今後の展望 (探究的な学び)の共有」 リフレクション 「綴る」	教育センター
4月から 1年間	実践型研修	自ら設定した教育実践課題の解決に向けた取組 (P.17 参照)	在籍校等

## (2) 準備物・提出物

持参物は、冊子等の紙データもしくはダウンロード等の電子データでも可能。

実施日・提出日	内 容
年間を通して持参 (準備) するもの	<input type="checkbox"/> 所属校で使用している名札 <input type="checkbox"/> 令和8年度発展期教諭等研修の概要 <input type="checkbox"/> 「学びの記録」 <input type="checkbox"/> 高知県教育委員会から配付されたGoogle アカウント (〇〇@g.kochinet.ed.jp) 及びパスワード <input type="checkbox"/> タブレット (所属長の許可を得たインターネットに接続可能な機器) ※所属の自治体 (県立の場合は県) が持ち出しを認めている学校の情報端末機器 (タブレット) で、管理職の持ち出し許可を得た情報端末機器を持参する。持参できない場合はセンターの機器を貸し出すので、研修当日、会場で申し出る。 ※県立学校においては、令和6年6月5日付け6高教政第194号【分類番号11-04-9999】「教職員用パソコン (校務系・学習系) の学校外での利用について (通知)」の運用ルールを管理職と確認のうえ持参する。
5月29日 (金)	<input type="checkbox"/> 「学びの記録」 ※「学びの記録」について <input type="radio"/> 学びの記録は、本研修での気づきや学びを綴るもので、 <u>一つのファイルに追記</u> しながら年間を通して活用する。 <input type="radio"/> Google classroom 【R8 発展期教諭等研修】より4月13日 (月) に課題として配付する。 <input type="radio"/> 下記の項目について記入し、5月21日 (木) までに課題として提出する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">             1 教育実践課題 (P.17 参照) ・育成指標 (領域・能力・項目) ・設定理由・目指す姿              2 「教師として転機になったこと」や「教師として大切にしてきたこと」              ※文章量や書式は問いません。           </div> <input type="radio"/> 「学びの記録」の受講者同士の共有は、原則、行わない。 <input type="radio"/> ファイル名は「受講番号 (半角数字) 在籍校 受講者名」とする。 <input type="radio"/> 【R8 発展期教諭等研修】のクラスコード: planyr3c [ピー エル エイ エヌ ワイ アール 3 シー] (受講者決定通知でお知らせしたクラスコードと同様) <input type="radio"/> 詳細は、協働探究型研修Ⅰオンデマンド研修「研修の意義・概要等」で説明する。
9月7日 (月)	<input type="checkbox"/> 「学びの記録」を準備しておく。(データ、もしくは、紙ベースのどちらでも可) ・協働探究型研修Ⅱで綴った学びの記録に追記し、持参 ※8月27日 (木) までにGoogle classroom 授業の課題から提出する。
令和9年 2月10日 (水)	<input type="checkbox"/> 「学びの記録」を準備しておく。(データ、もしくは、紙ベースのどちらでも可) ・協働探究型研修Ⅲで綴った学びの記録に追記し、持参 ※1月14日 (木) までにGoogle classroom 授業の課題から提出する。
2月25日 (木)	<input type="checkbox"/> 「学びの記録」の提出 ※協働探究型研修Ⅳで綴った「学びの記録」に本研修の気づきや学び、今後の展望を追記する。 ※2月25日 (木) までにGoogle classroom 授業の課題として提出する。

※Google classroom の課題の提出方法は、【高知家まなびぼこ 教職員ポータルサイトの研修で学ぶ「第3回Google classroom ミニ講座 ～中級編～」】をご覧ください。  
 下記の URL 及び二次元コードを参照ください。

<https://tinyurl.com/2dd5nk5d>

[動画時間 (35:34) 課題提出の内容は13:05 から16:20 ]



## 2 項目別研修計画

### 【協働探究型研修】

#### I 令和8年4月1日（水）～5月13日（水）

会場 在籍校

##### 【オンデマンド研修】<sup>(注)</sup>

- ① 「研修の意義・概要等」
- ② 「高知県教育振興基本計画」
- ③ 「新たな教師の学びの姿の実現」

(注) オンデマンド研修は、勤務時間内に設定し、視聴する。

※ 高知県教育センターホームページにある「令和8年度年間研修カレンダー」内、4月1日（水）の「発展期教諭等研修 協働探究型研修 I 【オンデマンド研修】」より、視聴すること

#### II 令和8年5月29日（金）

会場 高知県教育センター

9:00	9:30	9:40	12:00	13:00	16:00	
受付	開 会	対話 学び続ける教師 ～キャリアの振り返り～	昼 食	対話 学び続ける教師 ～新たな教師の学びと マネジメント～	省察 リ フ レ ク シ ョ ン	閉 会

#### III 令和8年9月7日（月）

会場 高知県教育センター

9:00	9:30	9:40	12:00	13:00	16:00	
受付	開 会	対話 探究的な学び①	昼 食	対話 探究的な学び② 多様な学びを支える ファシリテーション	省察 リ フ レ ク シ ョ ン	閉 会

#### IV 令和9年2月10日（水）

会場 高知県教育センター

9:00	9:30	9:40	12:30
受付	開 会	実践、対話 1年間の取組をとおして 今後に向けて	

## 【実践型研修】

### (1) 教育実践課題の設定について

教育実践課題は、個人の課題や学校の課題を踏まえ設定する。設定する際には、「令和の日本型学校教育」における学び、「第4期高知県教育振興基本計画」、「高知県教員育成指標」等を参考にして、教育の動向や高知県の求める教員像を踏まえて設定する。

### (2) 研修期間

4月から1年間

### (3) 研修の受講について

受講者は、「令和8年度教職員等研修案内」\*に掲載されている研修や、校長及び所属市町村（学校組合を含む）教育委員会（以下「市町村教育委員会」という。）が認める研修を自主的に受講することができる。

校長及び所属市町村教育委員会が認める研修とは、県内各地域での各種研究会、各所属市町村教育委員会主催の研修等である。県外で行われる研修については、校長及び所属市町村教育委員会の判断とする。

\*「令和8年度教職員等研修案内」は高知県教育センターHPよりダウンロード可能。

#### 実践型研修を進める手立てとなる研修等の例

☆独立行政法人教職員支援機構（NITS）の動画教材

- ・校内研修シリーズ
- ・新学習指導要領シリーズ
- ・実践力向上シリーズ
- ・基礎的研修シリーズ 等

☆文部科学省/mextchannel

☆高知家まなびばこ

- ・児童生徒用
- ・教職員用

☆教育振興基本計画×地域発実践事例 高知の目指す教育DXを支える仕組みを紹介

☆高知大学教職大学院

- ・研修会・講演会・成果公表

### (4) 参加申込みについて

校外の研修の参加については、管理職に相談のうえ、「全国教員研修プラットフォーム：Plant（プラント）」から、各自で申し込む。その他の研修の申込みは、各研修等の実施要項に掲載されている申込方法等に沿って各自で行う。

### (5) 旅費について

実践型研修にかかる校外の研修の旅費は支給しない。

（高知県教育センターで実施する協働探究型研修の旅費については、P.22 参照）

(6) 実践型研修を進める手立てとなる研修等の例の URL 及び二次元コード

例	URL	二次元コード	
独立行政法人教職員支援機構 (NITS) の動画教材 ・校内研修シリーズ ・新学習指導要領シリーズ ・実践力向上シリーズ ・基礎的研修シリーズ 等	<a href="https://www.nits.go.jp/materials/">https://www.nits.go.jp/materials/</a>		
文部科学省/mextchannel	<a href="https://www.youtube.com/user/mextchannel">https://www.youtube.com/user/mextchannel</a>		
高知家まなびばこ	児童生徒用	<a href="https://sites.google.com/g.kochinet.ed.jp/index">https://sites.google.com/g.kochinet.ed.jp/index</a>	
	教職員用	<a href="https://sites.google.com/g.kochinet.ed.jp/portal">https://sites.google.com/g.kochinet.ed.jp/portal</a>	
教育振興基本計画×地域発実践例 高知の目指す教育DXを支える仕 組みを紹介	<a href="https://mext-gov.note.jp/n/n5a8604c115c3">https://mext-gov.note.jp/n/n5a8604c115c3</a>		
高知大学教職大学院 ホームページ	<a href="https://akebono.ei.kochi-u.ac.jp/kyosyokuin/">https://akebono.ei.kochi-u.ac.jp/kyosyokuin/</a>		
高知大学教職大学院 研修会・講演会・成果公表	<a href="https://akebono.ei.kochi-u.ac.jp/kyosyokuin/contents/guidance.html">https://akebono.ei.kochi-u.ac.jp/kyosyokuin/contents/guidance.html</a>		
高知県教育センター 令和8年度教職員等研修案内	<a href="https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2026022500227/">https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2026022500227/</a>		

第1号様式

令和8年度 発展期教諭等研修(教諭) 自己評価票【記載例】

領域	能力	項目	指標(発展期)		自己評価		校長 評価	
			指標に対する「自己の達成規準」		5月	8月		2月
A 教諭者	授業実践力	授業実践・ 指導・助言	<p><b>提出について(P-11参照)</b></p> <p>【6月】:自己評価(5月)を記述し、指標に対する自己の達成規準を作成し記述したもの。</p> <p>【9月】:自己評価(8月)を記述し、「自己の達成規準」を見直したもの。</p> <p>【2月】:自己評価(2月)、校長所見を記述したもの。</p>					<p>【5月】:受講者が「自己の達成規準」を立てる際、受講者の現状に即して指導・助言を行う。</p> <p>【8月】:受講者が8月時点での自己評価や「自己の達成規準」の見直しを行う際、受講者の現状に即して指導・助言を行う。</p> <p>【2月】:校長評価を行う。受講者の実践が発展期教諭に求められる資質・能力に對してどの程度達成できているかを評価し、次年度以降の取組につながるよう指導・助言を行う。</p>
			<p><b>校長</b></p> <p>【5月】:受講者が「自己の達成規準」を立てる際、受講者の現状に即して指導・助言を行う。</p> <p>【8月】:受講者が8月時点での自己評価や「自己の達成規準」の見直しを行う際、受講者の現状に即して指導・助言を行う。</p> <p>【2月】:校長評価を行う。受講者の実践が発展期教諭に求められる資質・能力に對してどの程度達成できているかを評価し、次年度以降の取組につながるよう指導・助言を行う。</p>					
			<p><b>受講者</b></p> <p>【5月】:指標(発展期)に対する自己評価を行い、求められる資質・能力を身に付けるために1年間で自分が実現する「自己の達成規準」を作成し、具体的に記述する。 (「自己の達成規準」の具体例(P-20,21)を参考にしてください。)</p> <p>【8月】:「自己の達成規準」に対する自己評価を行い、達成状況に応じて、教育実践や「自己の達成規準」の見直し※を行う。</p> <p>※ 「自己の達成規準」の見直しをする場合は、新しい「自己の達成規準」を記入し、見直しを行ったことが分かるよう、セルを塗りつぶす。</p>					
B 教諭者 指導力	授業実践力	授業実践・ 指導・助言	<p>特別な記載事項 ⑤ 達成する児童・生徒への対応</p>					<p>特別な記載事項 ⑤ 達成する児童・生徒への対応</p>
			<p>特別な記載事項 ⑤ 達成する児童・生徒への対応</p>					
C 教諭者 指導力	授業実践力	授業実践・ 指導・助言	<p>特別な記載事項 ⑤ 達成する児童・生徒への対応</p>					<p>特別な記載事項 ⑤ 達成する児童・生徒への対応</p>
			<p>特別な記載事項 ⑤ 達成する児童・生徒への対応</p>					
D 教諭者 指導力	授業実践力	授業実践・ 指導・助言	<p>特別な記載事項 ⑤ 達成する児童・生徒への対応</p>					<p>特別な記載事項 ⑤ 達成する児童・生徒への対応</p>
			<p>特別な記載事項 ⑤ 達成する児童・生徒への対応</p>					

※1 令和8年12月に改訂された生徒指導規程の新たな概念として示されたもの。発達段階的生徒指導では、特定の課題を達成することなく、全ての児童生徒を対象に自身自身の成長や学びの機会を積極的に捉え、成長や学びの機会を自ら創出する。

※2 特別な記載事項の記入は、研修の教育実践が対象とした課題・学習的生徒指導や深い課題意識を有している特定の児童生徒への指導・助言を行う児童指導員が対象となる。

第1号様式

令和8年度 発展期教諭等研修(教諭) 自己評価票【記載例】

領域	能力	項目	指標(発展期)		自己評価		校長 評価	
			指標に対する「自己の達成規準」		5月	8月		2月
G 教諭者 指導力	授業実践・ 指導・助言	授業実践・ 指導・助言	<p><b>提出について(P-11参照)</b></p> <p>【6月】:自己評価(5月)を記述し、指標に対する自己の達成規準を作成し記述したもの。</p> <p>【9月】:自己評価(8月)を記述し、「自己の達成規準」を見直したもの。</p> <p>【2月】:自己評価(2月)、校長所見を記述したもの。</p>					<p>【5月】:受講者が「自己の達成規準」を立てる際、受講者の現状に即して指導・助言を行う。</p> <p>【8月】:受講者が8月時点での自己評価や「自己の達成規準」の見直しを行う際、受講者の現状に即して指導・助言を行う。</p> <p>【2月】:校長評価を行う。受講者の実践が発展期教諭に求められる資質・能力に對してどの程度達成できているかを評価し、次年度以降の取組につながるよう指導・助言を行う。</p>
			<p><b>校長</b></p> <p>【5月】:受講者が「自己の達成規準」を立てる際、受講者の現状に即して指導・助言を行う。</p> <p>【8月】:受講者が8月時点での自己評価や「自己の達成規準」の見直しを行う際、受講者の現状に即して指導・助言を行う。</p> <p>【2月】:校長評価を行う。受講者の実践が発展期教諭に求められる資質・能力に對してどの程度達成できているかを評価し、次年度以降の取組につながるよう指導・助言を行う。</p>					
			<p><b>受講者</b></p> <p>【5月】:指標(発展期)に対する自己評価を行い、求められる資質・能力を身に付けるために1年間で自分が実現する「自己の達成規準」を作成し、具体的に記述する。 (「自己の達成規準」の具体例(P-20,21)を参考にしてください。)</p> <p>【8月】:「自己の達成規準」に対する自己評価を行い、達成状況に応じて、教育実践や「自己の達成規準」の見直し※を行う。</p> <p>※ 「自己の達成規準」の見直しをする場合は、新しい「自己の達成規準」を記入し、見直しを行ったことが分かるよう、セルを塗りつぶす。</p>					
H 教諭者 指導力	授業実践力	授業実践・ 指導・助言	<p>特別な記載事項 ⑤ 達成する児童・生徒への対応</p>					<p>特別な記載事項 ⑤ 達成する児童・生徒への対応</p>
			<p>特別な記載事項 ⑤ 達成する児童・生徒への対応</p>					
I 教諭者 指導力	授業実践力	授業実践・ 指導・助言	<p>特別な記載事項 ⑤ 達成する児童・生徒への対応</p>					<p>特別な記載事項 ⑤ 達成する児童・生徒への対応</p>
			<p>特別な記載事項 ⑤ 達成する児童・生徒への対応</p>					

※1 令和8年12月に改訂された生徒指導規程の新たな概念として示されたもの。発達段階的生徒指導では、特定の課題を達成することなく、全ての児童生徒を対象に自身自身の成長や学びの機会を積極的に捉え、成長や学びの機会を自ら創出する。

※2 特別な記載事項の記入は、研修の教育実践が対象とした課題・学習的生徒指導や深い課題意識を有している特定の児童生徒への指導・助言を行う児童指導員が対象となる。

【校長所見】

発展期教諭等研修における受講者の取組や日々の教育活動での気づき、受講者が発展期教諭として自己の教育実践課題を次年度以降さらに深め、定着させるための観点等について2月の提出時に記述する。

### Ⅲ 様式記載例

#### 1 自己評価票について

発展期教諭等研修では、「高知県教員育成指標」で示している項目（教諭：23項目、養護教諭：23項目、栄養教諭：24項目）の資質・能力を身に付けていくために、受講者個々が、1年間の実践に対する「自己評価」を行います。自己評価票は、各資質・能力に対する1年間で目指す具体的な姿を「自己の達成規準」として設定し取り組み、校長との面談等を通して教育実践を振り返るためのものです。

#### 2 「自己の達成規準」の作成について

【「自己の達成規準」作成及び実践の手順】を参考にして、「自己の達成規準」を作成してください。

##### 【「自己の達成規準」作成及び実践の手順】

- ①高知県教員育成指標の求められる資質・能力の領域、能力、項目を確認します。
- ②ご自身の「学びの記録」に記入する**教育実践課題に関連する項目（1つ以上）のみ、指標に対する「自己の達成規準」を記入し、自己評価**を行います。「自己の達成規準」は、求められる資質・能力を身に付けるために、この1年間で自分が実現する具体的な姿を記入します。
- ④「自己の達成規準」の達成を目指し、日々の実践や研修に取り組みます。  
※常にPDCAサイクルを意識して取り組みましょう。
- ⑤「自己の達成規準」の達成状況を4段階で自己評価し、振り返ります。  
4：十分できている 3：だいたいできている 2：あまりできていない 1：できていない  
※年度末には、校長評価もしてもらいましょう。
- ⑥振り返りを基に、次年度の取組につなげます。

#### 3 「自己の達成規準」の具体例

下の表は、高知県教員育成指標（教諭）における新規採用期、中堅期（10年～）の指標に対する「自己の達成規準」の一例を示しています。例を参考に、「自己の達成規準」を作成しましょう。

### 学級・HR経営力

#### 【集団を高める力】

②	<p><b>児童生徒間の人間関係の構築</b> 児童生徒の実態に応じた適切な対応について、組織的に推進すること。</p> <p>【自己の達成規準】(例) 学級経営案に基づき、学校行事や特別活動等においてリーダー会を開催したり、学級通信をグループで作成したりするなど、児童生徒の実態に応じた役割分担や協働的な取組を組織的に進めることができている。</p>
---	--

発展期の指標

各指標に対してこの1年間で自分が目指す「**具体的な姿**」を記入します。  
これが「自己の達成規準」となります。

#### 【一人一人の能力を高める力】

④	<p><b>発達支持的生徒指導</b> 学習指導と関連付けながら発達支持的生徒指導の充実を図るとともに、専門家等の協力も得ながら、全ての児童生徒の発達を支える組織的な対応について教職員に指導・助言をすることができる。</p> <p>【自己の達成規準】(例) 学習指導と関連付けながら、児童生徒一人一人が自己の将来を描き、自らの可能性を伸ばすことができる教育活動について、スクールカウンセラー等の専門家と連携し、全ての児童生徒の発達を支える視点から、教職員に対して指導・助言を行うことができている。</p>
---	--

## 学習指導力

### 【授業実践・改善力】

⑦	<b>指導技術の工夫</b> 個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業を実践するとともに、他の教員の授業を評価し、指導・助言をすることができる。
	【自己の達成規準】(例) 授業参観のポイントを示したうえで、模範として他の教員に授業を公開することができるとともに、他の教員の授業展開について指導・助言ができています。

### 【ICT活用指導力】

⑪	<b>ICTや教育データの効果的な活用</b> 情報社会の動向を積極的に把握し、教育データを活用して学習の改善を図るとともに、情報モラルに留意し、ICTを活用した工夫ある授業実践について、教員に対して指導・助言をすることができる。
	【自己の達成規準】(例) ICT活用の意義や効果を理解し、他の教員に対して授業における効果的な活用をアドバイスすることができている。

## チームマネジメント力

### 【協働性・同僚性の構築力】

⑬	<b>教職員間の連携・協働</b> 学年や分掌等の要となり、チーム対応等の充実に向けて、他者との協力や関わり、連携協働を通じて、リーダーシップを発揮し、課題を解決することができる。
	【自己の達成規準】(例) 学年主任として、学年団を取りまとめ、定期的に学年会を行い、情報共有や課題の提起や対応などを行うことができています。

### 【組織貢献力】

⑯	<b>人材育成</b> 自校の諸課題について、具体的な対応策を提案するとともに、教職員に対して適切な指導・助言をすることができる。
	【自己の達成規準】(例) 若年教員等の実践的指導力の向上を図るために、管理職と連携をしながら、必要な支援や助言ができています。

## セルフマネジメント力

### 【自己管理能力】

⑳	<b>郷土愛</b> 高知県の風土や歴史について理解を深め、高知県の文化、伝統等の発展に貢献することができる。
	【自己の達成規準】(例) 地域の歴史や文化を知り、地域行事に積極的に参加し、地域と学校との連携に携わることができている。

### 【自己変革力】

㉓	<b>自己啓発</b> 自ら学び続ける意欲をもち、国内外の社会状況の変化に合わせた課題意識や探究心をもって研鑽を積み、自己を高めることができる。
	【自己の達成規準】(例) チャレンジ精神や向上心をもち、常に新たなことに取り組もうと自己研鑽することができている。

## IV その他

### 1 旅費について

#### (1) 協働探究型研修Ⅱ・Ⅲ・Ⅳに係る旅費コード

[小学校・中学校] 配当外旅費

研修名	略科目コード	事業内訳コード	補足コード
発展期教諭等研修	408	0400	3064

[県立学校] 配分旅費

研修名	略科目コード	事業内訳コード
発展期教諭等研修	408	0400

#### (2) 実践型研修に係る旅費等について

各学校の判断とする。

### 2 研修の欠席連絡等について

◇研修に関する連絡は、以下のルートで連絡してください。

◇やむを得ず、当日連絡をする必要がある場合も以下のように連絡してください。

小学校・中学校	受講者	→	校長	→	市町村教育委員会	→	高知県教育センター 発展期教諭等研修担当 (TEL:088-866-5144)
県立学校	受講者	→	校長	→			

◇欠席届については、以下のように提出してください。

小学校・中学校	受講者	→	校長	→	市町村教育委員会	→	高知県教育センター所長あて提出*
県立学校	受講者	→	校長	→			

\*提出は、グループウェアのメッセージ 県教育センター「中堅教員・専門研修担当」あてをお願いします。

### 3 研修における合理的配慮の提供について

受講に際して、合理的配慮の提供（情報保障、座席の配慮、移動支援、トイレの配慮等）が必要な場合は、研修の1か月前までに、上記の欠席連絡と同じ手続きで連絡してください。（TEL：088-866-5144）

#### 4 研修等の中止について

- 研修等会場の所在する地域に、当日午前6時（午後開催の場合は午前9時）の時点で「大雨特別警報」、「暴風特別警報」、「暴風警報」のいずれかが発令されている場合は、その日の研修を中止します。
- そのほか、台風や悪天候等により中止する場合は、研修等主管課ホームページにてお知らせします。
- 研修中止にならない場合でも、居住地域や通勤地域等の状況に注意し、安全を第一に考えた行動をとってください。

※新たな防災気象情報の運用が開始されましたら、警戒レベル等を修正します。

#### 5 研修会場について



##### 高知県教育センター

〒781-5103 高知市大津乙 181 番地  
Tel 088-866-5144 (直通)  
Fax 088-866-0074

##### <各研修会場に関する注意事項>

- ・高知県教育センター及びその他の研修会場における駐車については、マナーに留意し、安全を確認のうえ駐車してください。
- ・研修会場によっては駐車場の駐車台数に限りがあります。公共交通機関を利用する等、ご協力ください。

## 6 教育センターの利用について

### 教育センターの利用について

#### ★避難経路

- ◇3F大研修室 … 研修室北面の中ほどの非常階段、東階段、又はテラスの救助袋
- ◇3F各研修室 … 東西の階段、又はテラスの救助袋
- ◇2F各研修室 … 東西の階段
- ◇2F図書館・教科研究センター … 北側の中ほどの非常階段、又は東階段
- ◇1F各研修室 … 出口は、5か所（正面（西端）・西階段北・西階段南・東階段南・東端）

※緊急地震速報が発報されたとき

- ・揺れに備えてください。
- 揺れが収まったら避難準備をしてください。
- ・避難時は、教育センター職員の指示に従ってください。

<避難場所>

教育センター4階屋上

※教育センターは高知市の指定緊急避難場所に指定されています。



#### ★AEDの設置場所

- ・正面玄関ホール及び3階大研修室に、1機ずつ設置しています。

#### ★研修中

- ・所属等からの緊急連絡は、教育センター（088-866-3890）へお願いします。
- ・携帯電話等は、電源を切るか、マナーモードにしてください。
- ・ペットボトルや水筒等は、鞆等に収納してください。
- ・消しゴムかすは、研修室内の指定された所（箱）に捨ててください。

#### ★情報端末及び記録媒体

- ・以下の留意点を踏まえたうえで、原則、使用可能です。
- <留意点>
  - ①公用の情報端末は、管理職の持出許可がある場合に限りします。
  - ②録音、動画・静止画の撮影、資料の複写は、講師の許可がある場合のみ可能です。
  - ③情報漏洩等、情報モラルについて厳守してください。

#### ★昼食

- ・ご利用の研修室（自席）を使用してください。空き箱等はお持ち帰りください。

#### ★自家用車等の利用

- ・出入りの際は、正門手前で、必ず一時停止し、左右確認をお願いします。
- ・正門から電車通りまでは、徐行運転で一般の方を優先してください。また、一時停止場所が数か所あります。停止ラインで必ず停車して左右の確認をしてください。電車通りへの進入時も十分、注意してください。
- ・正門入って右側10枠は、他施設職員駐車場につき駐車できません。
- ・駐車場ではアイドリングストップにご協力ください。

#### ★トイレ

- ・女性用：1F東、1F中央付近、2F西、3F東
- ・男性用：1F西、2F東、3F西
- ・多目的：1F中央付近

#### ★その他

- ・教育センター研修に参加する際の留意点については、教育センターHPや実施要項等をご確認ください。
- ・アンケートを配付している場合は、お帰りの際に会場出口の回収BOXにお入れください。
- ・自動販売機：1F西階段下から屋外へ出たところにあります。
- ・敷地内禁煙です。



きらっと うれしい あったかい  
高知家の教育



高知県教育委員会 YouTube チャンネル  
「とさまなチャンネル」



チャンネル登録を  
よろしくお願いします！！



令和8年度 発展期教諭等研修の概要

令和8年3月

発行 高知県教育センター  
〒781-5103 高知市大津乙 181 番地  
TEL 088-866-5144 (直通)  
FAX 088-866-0074